岐阜県森林認証管理方針

(岐阜県グループ FSC® C004268)

岐阜県の認証森林における森林管理活動は、岐阜県グループ森林認証管理方針(以下、「グループ方針」という。)に基づき行うものとし、この管理方針に定めのない事項ならびに細則について、岐阜県グループ森林認証管理方針第7の1の(2)に基づき岐阜県森林認証管理方針を次のように定める。

総則. 認証対象森林

1 認証対象森林

認証対象森林は、県有林とする。

2 県有林の概況

岐阜県が管理する県営林には、県が土地所有する森林である「県有林」と、県以外の者が 所有する土地に県が森林管理を行う「県行造林」がある。

(県有林の詳細は、県営林経営計画書に記載)

・ 純県有林・・・5市町村に計8箇所県有林 2,396.44ha県民の山・・・6市町村に計14箇所1,577.74ha

第1. 法令の順守

1 法令の順守

グループ方針第1の1の支出に係る事項は、「岐阜県会計規則」に基づき実施するものと し、支出関係書類により期限内に支出されていることを確認できるよう書類管理する。

2 認証森林の境界

グループ方針第1の2の認証森林の境界は、「県営林区域図」により境界を明示する。また、現地の杭が消失している事実が発覚した場合は、速やかに復元を行う。

3 法令に基づく関係書類の保管

グループ方針第1の4の関係書類の保管は、管理書類・許認可関係書類は5年間、支出関係書類は15年間保管する。

4 利害関係者の把握

グループ方針第1の5の利害関係者の把握は、別冊「岐阜県有林利害関係者リスト」により整理する。

5 コンプライアンスの確保

グループ方針第1の7のコンプライアンスの確保は、「岐阜県職員倫理憲章」に依る。 http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/gyosei-kanri/kensei-saisei/c11127/index_31600.html

第2. 労働者の権利と労働環境

1 労働者の権利

グループ方針第2の1の(4)の労働組合は、「岐阜県職員組合」が組織されている。

2 安全教育

グループ方針第2の2の(1)の安全教育は以下のとおり実施する。

- (1) グループメンバーへの安全教育 メンバーが参集する検討会等の機会またはメール配信により最新の基準等の情報提供 を行う。
- (2) 受注者への安全教育 受注時に仕様書等により実施する。

3 安全管理

グループ方針第2の2の(2)のイのマニュアルは、以下を利用する。

- · 岐阜県建設工事共通仕様書
- 林災防安全教材
- 事故事例集

http://cms.portal.rentai.gifu/shakai-kiban/kendo/gijutsu-kanri/11656/jikojireishuu.html

第3. 先住民族の権利

1 先住民族の権利

県有林では現在確認されていないが、該当する場合は森林管理活動により影響を受ける土地・領域・資源について、その所有・使用・管理に関する先住民族の法的及び慣習的な権利を特定し、尊重するものとする。

第4. 地域社会との関係

1 地域社会の特定

グループ方針第4の3に係る県有林内における事項は以下のとおり

(1) 保有権

⇒岐阜県の所有権登記がなされ、その他地上権等の権利設定は存在しない。

- (2) 森林資源と生態系サービスへアクセスし使用する権利
 - ⇒地役権等の権利設定は無く、その事例や事実は過去の記録にも存在しない
- (3) 地域社会が持つ権利と関連する業務
 - ⇒事例や事実は過去の記録において存在しない
- (4) (1) ~ (3) の権利と義務の証拠
 - ⇒ (1) ~ (3) のとおり存在しない
- (5) 地域社会と地域社会以外との間で権利が争われている地域
 - ⇒事例や事実は過去の記録において存在しない
- (6) これらの権利をメンバーとしてどのように守っていくかの概要
 - ⇒上記より不要
- (7) 管理活動に関する地域社会の要望とその目的
 - ⇒現時点でその事実はない

以上のことから、過去の記録や県有林が山間奥地に位置している現状から判断しても県有 林内における地域社会は存在しない。

ただし、森林管理活動において影響があると判断される地域社会は以下の場合が想定される。

- 1) 隣接所有者(影響する範囲内に限る)
 - ア 用地境界杭が消失した場合の境界杭を復元する場合(国土調査完了箇所は除く)
 - イ 県有林内に路網が整備されており、県有林内外の既設路網が損傷した場合
 - ウ 県有林内に路網が整備されておらず、県有林内の路網整備のため、隣接所有地を含めて路網整備を行う場合
- 2) 下流域の地域住民(影響する範囲内に限る)
 - ア 材の搬出や建設機械の運搬等による既設路網の汚濁や損傷
 - イ 土地の形質の変更による生活用水の汚濁や水量の低下
- 2 地域社会への対応

県または受注者は、森林管理活動(仮設計画等も含む)において、前項の(1)と(2)に該当すると判断される場合は、グループ方針第4の4により実施する。

3 関連書類の保存

同意書等の関連書類は5年間保存する。

第5. 森林のもたらす便益

1 森林のもたらす便益の特定

グループ方針第5の1の県有林内における生態系サービス等はレクリエーションの場として以下の箇所が特定される。

- (1) 純県有林No.7 (養老郡養老町) 薬用樹見本林(養老公園)
- (2) 県民の山No. 141(高山市久々野町有道) 薬用樹展示林

2 森林のもたらす便益の利用

第1項の箇所について、常時一般開放するものとし、一般利用者の入り込み利用における 安全確保のため、以下の項目を実施する。

- (1) 定期的な巡視
- (2) 必要に応じた清掃活動
- (3) 歩道等の老朽化等による破損の修復

3 適正な予算計上措置

グループ方針第5の5に係る適正な予算計上措置は、県営林経営計画書に基づき適正な予算措置を行う。

第6. 多面的機能と環境への影響

1 多面的機能への悪影響が確認された場合

グループ方針第6の4の評価等において悪影響が確認された場合は以下の手順にて実施する。

(1) 森林施業による場合

受注者へ施業の中止と措置の提案を提出するよう指示し、措置の結果、低減または補 修が確認されるまで森林管理活動を中止する。

(2) 災害等の一般管理上の場合

岐阜県森林公社へ状況確認と措置の提案を提出するよう指示し、措置の結果、低減または補修を確認する。著しい災害の場合は治山事業等の実施を要請する。

2 希少種等の生息・生息域の特定地の管理

グループ方針第6の6の県有林内における希少種等の生息や生息域は、別冊「県有林内希 少種等の生息・生息域リスト」のとおり

3 希少種等の生息・生息域の特定地の管理

同項2で特定された区域で森林管理活動を行う場合は、第6-1「希少野生生物保護ガイドライン」にて実施する。

4 鳥獣保護区等の特定

県有林内で特定される事項は以下のとおり

(1) 県有林の鳥獣保護区

ア 純県有林No. 40:川尻鳥獣保護区(特別保護地区)

イ 純県有林No. 171:猪之鼻鳥獣保護区

ウ 県民の山No. 141:有道鳥獣保護区

(2) 岐阜県希少野生生物保護条例の指定希少野生生物保護区

指定希少野生生物保護区は以下のとおりだが、県有林内には該当しない。

- ア 西之川ハリヨ指定希少野生生物保護区(大垣市西之川町1丁目2119番1外)
- イ 加賀野ハリヨ指定希少野生生物保護区 (大垣市加賀野1丁目地内375番1外)
- ウ 八幡ハリヨ指定希少野生生物保護区(揖斐郡池田町八幡鳥居前1934番1外)
- エ 津屋ハリヨ指定希少野生生物保護区(海津市南濃町津屋字清水2040番1外)
- オ 明谷ハリヨ指定希少野生生物保護区(本巣市外山字宮ノ前1172番外)

5 自然生態系の特定

県有林はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツによる人工林や広葉樹林ならびに崩壊地のみで草地は存在せず、グループ方針第6の10の(1)と(2)は該当しない。

ただし、以下の県有林は多層な植物社会を形成されている地区であるため、施業等は実施 せず保護するものとする。

(1) 純県有林No. 172:徳山県有林

6 自然林の維持

グループ方針第6の20の転換は以下のとおりとする。

(1) 自然林から人工林への転換 実施しない

(2) 自然林から森林以外の土地利用への転換

実施しない。ただし、森林管理及び森林施業のための転換(作業路開設や林道開設等)は公益性が保たれ、損失を与えない範囲内である場合は除外する。

(3) 自然林を直接転換して作られた人工林から森林以外の土地利用への転換上項に同じ

7 転換された区域の除外

グループ方針第6の21の転換の履歴について、別途作成している「県営林事業台帳」に て自己により実施されていないことは証明される。

第6-1 希少野生生物保護ガイドライン

1 目的

野生生物は生態系の基本的な構成要素としてだけでなく、県民の豊かな生活に欠かすことができないものである。岐阜県は豊かな自然が残されている一方で、開発により野生生物の生息地や生育地が失われ絶滅のおそれがあるものも少なくない。

認証森林においても、豊かな生態系を継承していくため希少野生生物の保護を図るものとする。

希少野生生物の保護は生態系の保全だけでなく種(個体)を保護することが重要である。 そのため生息が確認された場合には速やかに保護対策を立て、森林整備によって希少野生 動植物の生息地が奪われることがないようにする。

2 方法

「県有林内希少種等の生息・生息域リスト」に記載されている野生生物の生息を確認した場合には、報告様式1または2に記入し報告手順に従って速やかに報告する。

岐阜県森林保全課から環境生活政策課に協議し、示された保護方法に基づき保護を行

う。

3 報告手順

報告表に記入する。報告表の提出先は以下のとおりとする。

ただし、緊急を要するもの等特別な場合は、上記にかかわらず報告を受けた者は直ちに森林保全課へ報告する。



第7. 管理計画

1 管理計画の作成と公開

岐阜県の管理計画は、岐阜県森林認証管理方針とし、森林管理活動の事業量等は県営林経営計画書ならびに森林経営計画書とする。

また、岐阜県グループ森林認証管理方針と岐阜県森林認証管理方針は岐阜県ホームページで公開する。

2 管理計画の達成目標

グループ方針第7の2の達成目標を以下のとおり設定し、評価は1回/年以上行う。

<管理方針によるもの>

- (1)環境保全活動(環境が劣化した場合の復元期間) 劣化の程度に合わせて速やかに実施し、復元の期間は最長で1年以内とする。
- (2) 影響を受ける者との協議結果(苦情や意見等があった場合に限る) 対応の期間は利害関係者との協議により決定するものとし、特別な場合を除き最長で 1年以内とする。
- (3) 労働環境や安全衛生 安全装備を徹底し、事故ゼロとする。

<森林経営計画によるもの>

- (4) 木材伐採材積量 森林経営計画に計上した数量とする。
- (5) 施業の実施面積 森林経営計画に計上した数量とする。
- 3 管理計画の見直し

岐阜県の管理計画は、早急な対応が必要な場合を除き、必要に応じて1回/年更新を行う。

4 管理計画の利害関係者等との協議とその記録 グループ方針第7の4の意見書の保管は、5年間とする。

第8. モニタリングと評価

- 1 モニタリングプロットの設定 グループ方針第8の1の(3)のイの(ア)のその他の区域として、以下の区域を設定する。
 - 薬用樹生育状況調査箇所 県民の山:高山市久々野町有道
- 2 モニタリング結果の公表 グループ方針第8の3の結果の公表は、概要版を岐阜県ホームページで公開する。
- 3 林産物の書類と保管 グループ方針第8の6の書類は5年間保存する。
- 4 FSC[®]表示を伴う林産物の書類と保管 グループ方針第8の7の書類は5年間保存する。
- 5 FSC 商標の適正な使用 グループ方針第8の8の適正使用について、他部局においても適正使用を管理するため、 申請手続きは一括して林政部森林保全課で行うものとし、定期的に適合状況を監視する。

第9. 高い保護価値

1 高い保護価値(HCV)の特定 グループ方針第9の1および2から、県有林では以下のとおり特定される。

| 種 | No. | 所在地 | HCV1 | HCV2 | HCV3 | HCV4 | HCV5 | HCV6 |
|-----|-----|-------------------------|------|------|------|------|------|------|
| | 6 | 養老郡養老町養老公園字滝谷 | 0 | × | 0 | × | × | × |
| | 7 | 養老郡養老町養老公園字唐谷 | 0 | × | 0 | × | × | 0 |
| 純 | 40 | 揖斐郡揖斐川町西横山字川尻 外1字 | 0 | 0 | 0 | × | × | × |
| 県 | 41 | 揖斐郡揖斐川町東横山字南矢中谷 | | 0 | 0 | × | × | × |
| 有 | 121 | 下呂市金山町中切字大谷洞 | | × | 0 | × | × | × |
| 林 | 171 | 高山市高根町日影字鼬ヶ鼻の外1字 | | × | 0 | × | × | × |
| 111 | 172 | 揖斐郡揖斐川町塚字塚奥山 外1大字 1字 | 0 | 0 | 0 | × | × | × |
| | 173 | <u> </u> | 0 | × | 0 | × | × | × |
| | 23 | 揖斐郡揖斐川町谷汲神原字平岩 | 0 | 0 | 0 | × | × | × |
| | 31 | 揖斐郡揖斐川町春日川合字押又東平 | 0 | 0 | 0 | × | × | × |
| | 36 | 揖斐郡揖斐川町日坂字和佐谷 | 0 | × | 0 | × | × | 0 |
| | 44 | 揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字深谷 | 0 | 0 | 0 | × | × | × |
| | 48 | 本巣市根尾能郷字遊谷 | 0 | × | 0 | × | × | × |
| 県 | 49 | 本巣市根尾越波字上ヶ原 外1字 | 0 | × | 0 | × | × | × |
| 民 | 74 | 郡上市明宝小川字浅谷山 外 1 字 | 0 | × | 0 | × | × | × |
| の | 78 | 加茂郡白川町下佐見字滝ヶ牧 | 0 | × | 0 | × | × | × |
| 山 | 109 | 下呂市小坂町坂下字ヒバオ | 0 | × | 0 | × | × | × |
| | 110 | 下呂市小坂町赤沼田字大念仏 | 0 | × | 0 | × | × | × |
| | 122 | 下呂市金山町乙原字桜谷 外1字 | 0 | × | 0 | × | × | × |
| | 123 | 下呂市金山町弓掛字信濃柿 | 0 | × | 0 | × | × | × |
| | 141 | 高山市久々野町有道字六郎洞 外3字 | 0 | × | 0 | × | × | × |
| | 148 | 高山市朝日町胡桃島字太郎洞 | 0 | × | 0 | × | × | × |

※HCV1, 3: 岐阜県レッドデータブック掲載の種が1種でも該当する可能性がある場合は〇とした。

詳細は、別冊「県有林内希少種等の生息・生息域リスト」のとおり

※HCV2 : 県立自然公園指定地。No. 172 は原生林かつ県立自然公園指定地。

※HCV4 : 土砂災害特別警戒区域より。

※HCV5 :全て山間奥地に位置しており、生活等に直接依存する地域は無い。

※HCV6 :岐阜県HP/岐阜圏域統合型 GIS より、世界遺産や史跡名勝等の指定地は存在しない

が、国定公園指定地が該当する。

2 HCVの見直しの頻度 グループ方針第9の5の見直しは、5年に1回行う。

3 HCVへの脅威の特定 グループ方針第9の6のHCVへの脅威は、以下のとおり特定される。

| | HCV | 特定される脅威 | |
|---|-----|------------|--|
| Ī | 1 | (当事者による場合) | |

| | 岐阜県管理方針第6の3の第6-1「希少野生生物保護ガイドライン」の調査で |
|---|--------------------------------------|
| | 漏れが生じた場合 |
| | (第3者による場合) |
| | 捕獲・盗伐による場合 |
| 2 | (当事者による場合) |
| | 岐阜県管理方針第6の5により施業は行わないため脅威は特定されない。 |
| | (第3者による場合) |
| | 誤伐・盗伐による場合 |
| 3 | (当事者による場合) |
| | 岐阜県管理方針第6の3の第6-1「希少野生生物保護ガイドライン」の調査で |
| | 漏れが生じた場合 |
| | (第3者による場合) |
| | 捕獲・盗伐による場合 |
| 4 | (当事者による場合) |
| | 許認可手続きを行えば脅威は回避されるが、許認可手続き漏れが生じた場合 |
| | (第3者による場合) |
| | 無許可行為、違法開発 |
| 5 | (当事者による場合) |
| | 許認可手続きを行えば脅威は回避されるが、許認可手続き漏れが生じた場合 |
| | (第3者による場合) |
| | 無許可行為、違法開発 |
| 6 | (当事者による場合) |
| | 許認可手続きを行えば脅威は回避されるが、許認可手続き漏れが生じた場合 |
| | (第3者による場合) |
| | 無許可行為、違法開発 |

4 モニタリングの実施

(1) グループ方針第9の9のモニタリングは以下のとおり実施する。

ア モニタリングの頻度

年1回とするが、大規模災害発生時はその都度行うものとする。

イ モニタリングの方法

巡視または現地調査の際に実施する。No. 172 は現地に到達することができないため、スカイ&ランドパトロール等により実施する。

ウ 管理方策の実施記録

実施した管理内容を逐次記録する。

工 現況評価

モニタリングで得られたデータを年1回評価し、異常がないかチェックする。

オ 管理方策や取組効果の評価

管理方策や取組の効果の発現を確認するため年1回評価を実施する。

カ 利害関係者等との協議

変化があった場合に限り、グループ方針第9の3の(2)の様式7に準じて行う。

(2) モニタリングの記録は5年間保存する。

第10. 管理活動の実施

1 皆伐後等の更新

グループ方針第10の2の皆伐後等の更新は以下のとおり定める。

(1) 人工林からの更新

原則、植栽樹種はスギ、ヒノキ等これまで存在していた従来種より選定するが、保安 林の植栽指定が無く、天然更新が期待できる地域は天然更新によるものとする。

(2) 広葉樹林からの更新

原則、天然更新とするものとする。ただし、2年以内に萌芽が確認できない場合は人工林による植栽も検討する。

(3) 外来種の使用

ア 植栽樹種としては原則選定しないものとするが、早生樹のように県外において実績があり、早期に皆伐前の状態に復元することが期待される場合は、モニタリングの実施かつ侵略的拡大の制御対策を実施のうえで選定の対象とする場合もある。

※参考:早生樹の例

| 《梦传,十二 | (1立) しつ (プ) | | | |
|--------|-------------|------------|-------------|-------------|
| | センダン | コウヨウザン | チャンチンモドキ | ヤナギ類 |
| | | | | (本表はオノエヤナ |
| | | | | † *) |
| 分類 | 落葉広葉樹 | 常緑針葉樹 | 落葉広葉樹 | 落葉広葉樹 |
| 科・属 | センダン科 | ヒノキ科(スギ | ウルシ科 | ヤナギ科 |
| | センダン属 | 科) | チャンチンモドキ属 | ヤナギ属 |
| | | コウヨウザン属 | | |
| 分布 | 四国・九州 | 東北から沖縄ま | 九州 | 北海道・本州・ |
| | | で | | 四国 |
| | | 分布(江戸時代 | | |
| | | に台湾・中国よ | | |
| | | り渡来) | | |
| 主な用途 | 建築材、家具材 | 建築材、合板用 | 建築材、合板用 | バイオマス用材 |
| | | 材、家具材 | 材、家具材(日 | |
| | | | 本での利用例は | |
| | | | 少ない) | |
| 生長量 | 14 年生で樹高が | 54 年生で樹高が | 21 年生で樹高が | _ |
| | 約15~16m、胸 | 約20m、胸高直 | 約 24~26m、胸 | |
| | 高直径~37cmの | 径 | 高直径 18~37cm | |
| | 事例あり(熊本 | 27cm の事例あり | の事例あり(大 | |
| | 県) | (広島県) | 分県) | |

イ その他の種子・園芸種等は原則、在来種を選定する。

2 生物的防除の実施

グループ方針第10の5の生物的防除は実施しない。

附則 この管理方針は、平成31年2月7日から施行し、H26年度制定の岐阜県森林認証管理 方針は廃止する。

附則 この管理方針は、令和2年10月30日から一部改正し、施行する。

附則 この管理方針は、令和3年7月15日から一部改正し、施行する。

附則 この管理方針は、令和4年4月1日から一部改正し、施行する。

附則 この管理方針は、令和5年5月1日から一部改正し、施行する。

希少種保護 報告様式

年 月 日

(該当箇所にチェックすること)

| 報告者 | 所属 氏名 |
|---------------|---|
| 発見日時 | 年 月 日 |
| 発見場所 (森林簿) | □純県有林・□県民の山 NO.()(通称名:)一その他(林班 - |
| 希少種の 概要 | ①分類 口植物 口動物 口哺乳類 口鳥類 口両生類・爬虫類 口魚類 口昆虫類 口貝類 |
| 植物の場合 | ①分布範囲 約 ha ②植生の状態 (1)□単体 □群生(約 個体) (2)□湿地 □沼地 □その他() ④種名 □名前がわかる(種名 □名前がわからない 特徴:高さ、葉、幹、茎、花等の形状 |
| 動物の場合 | ①発見したもの □個体そのもの □糞 □爪あと □その他() ②種名 □名前がわかる(<u>種名</u>) □名前がわからない |
| その他特記事 | 発見物の特徴: 3項 |

写真等があれば添付すること

様式 2 告)

貴重な動植物報告様式

年 月 日

(該当箇所に≫チェックするこ

(ع

| +1 + 1 2 | 所属 |
|---------------------|--|
| 報告者 | 氏名 |
| 発見日時 | 年 月 日 |
| 発見場所 (森林簿) | ○純県有林・□県民の山 NO.()(通称名:)○その他(林班 - |
| 樹木 | ※巨樹、巨木、これに類する樹木を確認した場合 ①樹木名 ②植生の状態 (1) □単体 □群生(約 個体) (2) □湿地 □沼地 □その他() ③樹木形状 樹 高 m m m m m m m m m m m m m m m m m m |
| | 推定林齢 <u>—————年</u> |
| 動物 | ※下記動物を確認した場合 ①種類 ロクマ ロニホンカモシカ ロシカロその他 ②発見したもの ロ個体ログ ログ ロボあと (ただし比較的新しいもの)ロその他() |
| 植物 | ※指標植物や貴重な植物の個体、あるいは群生を確認した場合 ①植物名 ②植生の状態 (1) □単体 □群生(約 個体) (2) □湿地 □沼地 □その他() |
| その他特記事 | 項 |

写真等があれば添付すること